

令和6年度

道路維持修繕事業

中横野小関線道路舗装工事

仕様書

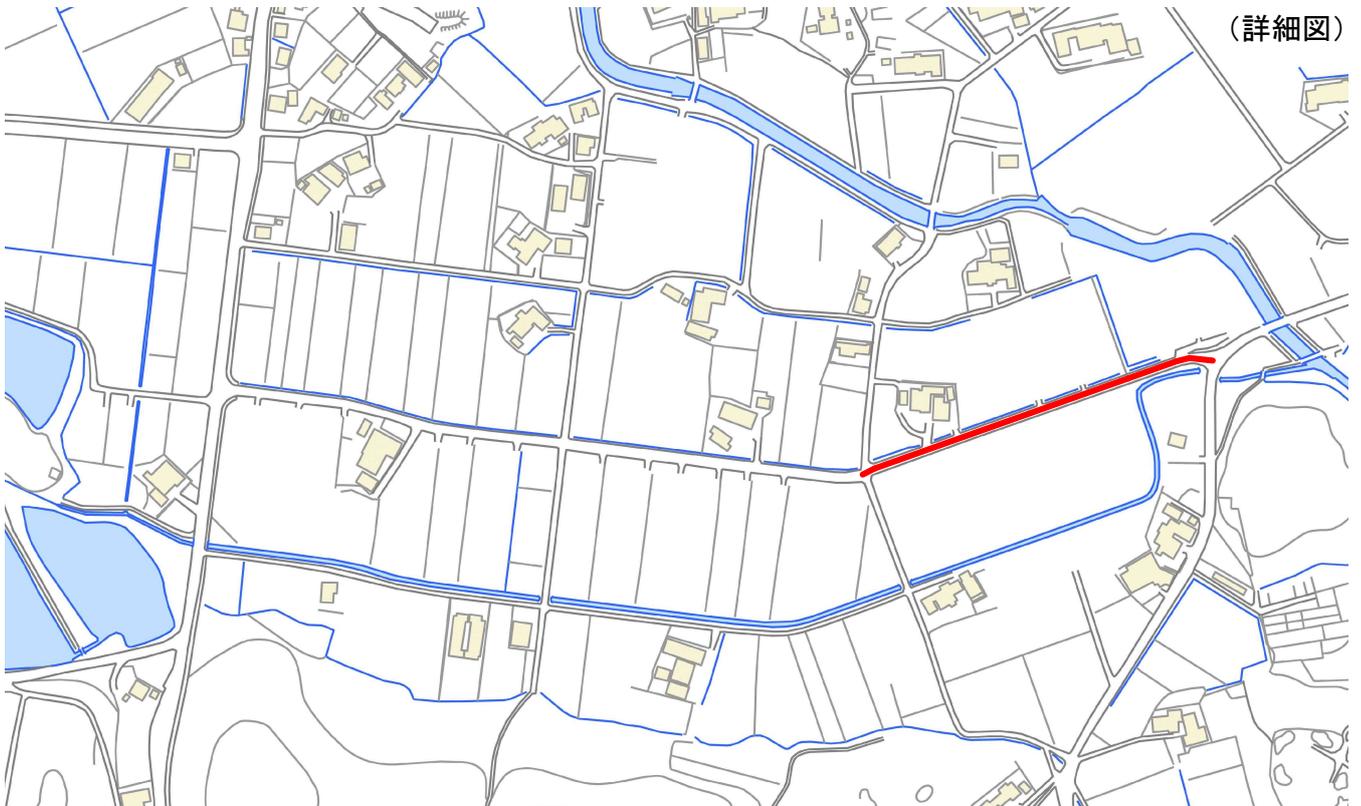
施 工 場 所 東広島市八本松町原

位置図

(施工箇所)
中横野小関線



(詳細図)



(施工箇所)

路線名	施工	延長	平均幅員	面積(m2)	工法	表層	路上路盤再生	備考
中横野小関線	車道	260.0	6.0	1,610	打替え	5cm	10cm	

特記仕様書

(令和6年度 道路維持修繕事業 中横野小関線道路舗装工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 現場代理人の兼務
4. 履行報告
5. 官公庁等への手続き等
6. 工事中情報共有システム（受注者希望型）
7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
8. 主任（監理）技術者及び現場代理人の配置について
9. 法定外の労災保険の付保
10. 週休2日適用工事等
11. 建設副産物の取り扱いについて

第2章 工事材料

1. 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）
2. 熔融スラグを利用した資材の使用

第3章 施工条件

1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
2. 建設副産物
 - (1) アスファルト殻（搬出）

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等
4. 事前測量
5. 既設埋設管
6. 既設舗装構成調査
7. 路上路盤再生工

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。（ただし、第1編第1章第1節1-1-1-25第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。）
- (2) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (3) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (4) 「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (5) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。
- (6) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (7) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準）」と読み替える。
- (8) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。
- (9) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。
- (11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者 又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から [7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の

40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- ・建設工事請負代金前金払実施要領
- ・建設工事請負代金中間前金払実施要領
- ・東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 現場代理人の兼務

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
 - 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
 - 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日前の町の区域とする。

4. 履行報告

履行報告の提出にあつては、実施工程表と平面図(施工済み箇所を着色)又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

5. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

6. 工事中情報共有システム(受注者希望型)

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象(受注者希望型)である。
- (2) 工事中情報共有システムの利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム(一般社団法人 広島県土木協会)
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 利用にあつては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領」に基づくこと。
- (6) 運用にあつては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定(広島県)」および「土木工事監督実施要領(広島県)」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定(広島県)」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準(広島県)」とあるのは「土木工事検査技術基準(東広島市)」と読み替えるものとする。

- 2) 「CAD製図基準（国土交通省）」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4. 検査」は適用しない。
- 4) 検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。
ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正值を算出し現場管理費率に加算する。
なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正值（%）＝真夏日率×1.2
 - 2) 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

8. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

東広島市発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

9. 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

10. 週休2日適用工事等

本工事は、週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領（最新版）」又は「東広島市週休2日適用工事等実施要領（農林工事）（最新版）」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「検査課HP>施工関連資料>週休2日適用工事等の実施について」に掲載している。

11. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあつては、当該許可を受けている。

(2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあつては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 工事材料

1. 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

本工事は「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、次の工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- ・六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

舗装工 路上路盤再生工 配合設計段階 1検体

2. 熔融スラグを利用した資材の使用

1. 溶融スラグを利用した資材の使用

再生加熱アスファルト混合物、プレキャストコンクリート製品、再生路盤材及び埋戻材等については、広島中央環境衛生組合が製造する溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）を利用した資材を使用するよう努めるものとする。溶融スラグ利用及び使用する資材にあたっては「溶融スラグの有効利用促進等に関する方針」「溶融スラグ有効利用ガイドライン【品質編】、【運用編】」に準拠するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。

2. 品質管理及び確認

1. で示したもののほか、溶融スラグを利用した資材の使用における品質の管理及び確認は、広島版「土木工事共通仕様書(令和6年8月)」及び広島版「施工管理基準(令和6年8月)」によるものとする。ただし、書類により品質が確保できる項目においても、監督職員が必要と認めるものは現場検収を実施できるものとする。

3. 再生加熱アスファルト混合物への使用

溶融スラグを再生加熱アスファルト混合物に使用する場合、広島版「土木工事共通仕様書(令和6年8月)」の「1-1-2-16 環境対策」に示す登録リサイクル製品の使用は適用しないものとする。

4. 適合規格

溶融スラグの適合規格については、広島版「土木工事共通仕様書(令和6年8月)」に記載の適合規格（「2-2-3-1 一般事項 1.」）ではなく、「JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」を適用するものとする

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員・警戒船・保安要員

交通誘導警備員 ・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から8日間（3人／日）を見込んでいます。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

工種	配置場所	配置人数	施工時間	備考
舗装工	全区間	24人	昼間	

2. 建設副産物

(1) アスファルト殻(搬出)

当該工事により発生するアスファルト殻は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいます。したがって、正当な理由がある場合を除き処分にかかる費用(単価)は変更しない。

また、運搬距離は 5.7 km を見込んでいます。

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和6年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 事前測量

受注者は、施工前に施工箇所の事前測量を行い、測量成果を監督職員に提出すること。

5. 既設埋設管

本路線には、水道管（配水管）が埋設されているため、施工に関して広島県水道広域連合企業団 東広島事務所と協議を行い、施工に支障がないことを確認すること。
また、既設の仕切弁及び消火栓等の高さ調整が必要な場合は、表層工の施工前までに監督職員に報告すること。

6. 既設舗装構成調査

施工前に既設舗装構成を調査し、監督職員に報告すること。
なお、既設舗装構成が当初の想定と異なる場合は、新設舗装構成を再検討するものとする。

7. 路上路盤再生工

施工前に路上路盤再生工用骨材を採取し、配合設計を実施して、アスファルト乳剤の添加量及び下記に示す一軸圧縮試験の基準を満足するセメント量を決定し、監督職員の承諾を得るものとする。

一軸圧縮強さ σ_m (Mpa) : 1.5～2.9

工事数量総括表

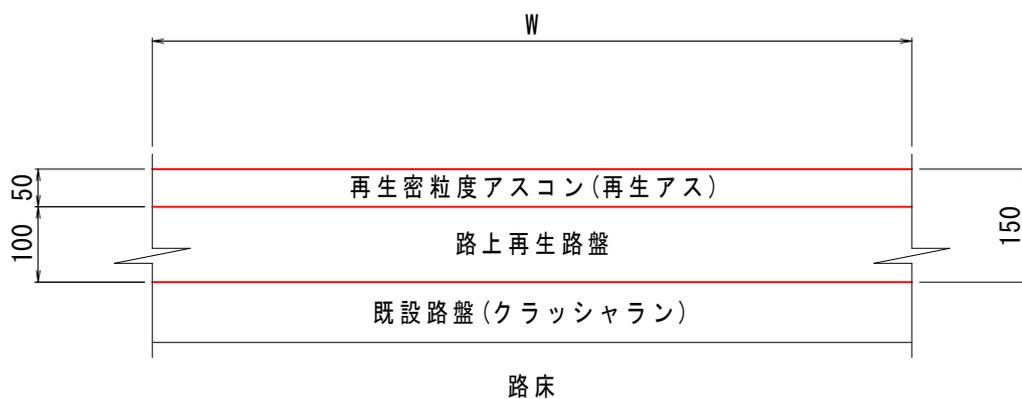
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
中横野小関線				
道路舗装工事		式	1	レベル1
舗装本復旧工		式	1	レベル2
アスファルト舗装工		式	1	レベル3
表層(車道・路肩部)	再生密粒As20mm 平均幅員3.0m超 1層当り平均仕上厚50mm	m2	1,610	レベル4
路上路盤再生工(混合深さ 10cm)	高炉セメント 6.5kg/m2 セメント混合剤用乳剤 10.9L/m2	m2	1,610	レベル4
不陸整正	補足材料無し 現状路盤の不陸整正	m2	1,610	レベル4
構造物撤去工		式	1	レベル3
舗装版切断	アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下	式	1	レベル4
舗装版破碎工	アスファルト舗装版 障害等無し 舗装版厚15cm以下	m2	1,610	レベル4
運搬処理工		式	1	レベル3
殻運搬	As 舗装版破碎	m3	81	レベル4
殻処分	アスファルト殻	t	189	レベル4
交通管理工		式	1	レベル3
交通誘導警備員B		人	24	レベル4
** 直接工事費 **				
技術管理費				
技術管理費		式	1	レベル2

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
技術管理費		式	1	レベル3
室内試験用試料採取	現状の路盤と路床土の採取	箇所	1	レベル4
室内土質試験	現状の舗装と路盤の厚さ及び路床土の確認 土の一軸圧縮試験,乱さない試料 1試料2供試体	試料	3	レベル4
室内土質試験	突固めによる土の締固め試験(乾燥法) モールド径10cm,ランマー25N	試料	1	レベル4
室内土質試験	土の含水比試験 1試料3個	試料	1	レベル4
環境庁告示第46号溶出試験	六価クロム溶出試験費 試験方法1	試料	1	レベル4
共通仮設費率分				
** 共通仮設費計 **				
** 純工事費 **				
現場管理費				
** 工事原価 **				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
** 工事価格 **				
** 消費税相当額 **				
** 工事費計 **				
** 契約保証費計 **				

構造図（中横野小関線） S=1:10

（路上路盤再生工法）



令和6年度 道路維持修繕事業 中横野小関線道路舗装工事			
種別	構造図(1/1)	縮尺	1:10
工事場所	東広島市八本松町原	図 番	No. 計 1 1
路線名	中横野小関線		
東広島市 建設部 維持課			

参 考 図 書

工事名称 : 令和6年度 道路維持修繕事業
中横野小関線道路舗装工事

<注意事項>

- 1 本工事は、数量公開の対象工事です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 その他
 - ・当該工事により発生する建設副産物は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。搬出先として、次の施設を見込んでいる。

種 別	施設の名称	所在地	運搬距離
アスファルト殻	光陽産業(株) 西条営業所	東広島市西条町田口 20-15	5.7km

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 44 東広島市 00-07.05.01(0) 1 公共(一般)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
	当世代	前世代
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 ICT補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	06 舗装工事 04 一般交通影響有り(2) 00 補正なし 09 閉所型・月単位 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 01 金銭的保証(0.04%)	
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
中横野小関線					X1000
道路舗装工事					Y1E02 レベル1
舗装本復旧工	1	式			Y1E0101 レベル2
アスファルト舗装工	1	式			Y1E020404 レベル3
表層(車道・路肩部) 再生密粒As20mm 平均幅員3.0m超 1層当り平均仕上厚50mm	1,610	m2			Y1A01110609 レベル4
表層(車道・路肩部) 平均幅員3.0m超 1層当り平均仕上厚50mm	1,610	m2			SPK24040241 00 単第0 -0001 表
路上路盤再生工(混合深さ 10cm) 高炉セメント 6.5kg/m2 セメント混合剤以外用乳剤 10.9L/m2	1,610	m2			Y1A01110605 レベル4
路上路盤再生工 混合深さ20cm以下	1,610	m2			S2840 00 単第0 -0002 表
不陸整正 補足材料無し 現状路盤の不陸整正	1,610	m2			Y1A01110401 レベル4

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
不陸整正 補足材料無し	1,610	m2			SPK24040231 00 単第0 -0007 表
構造物撤去工	1	式			Y1E011206 レベル3
舗装版切断 アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下	43	m			Y1A01140602 レベル4
舗装版切断 アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下	43	m			SPK24040306 00 単第0 -0008 表
舗装版破碎工 アスファルト舗装版 障害等無し 舗装版厚15cm以下	1,610	m2			Y1E01120603 レベル4
舗装版破碎 アスファルト舗装版 障害等無し 舗装版厚15cm以下	1,610	m2			SPK24040305 00 単第0 -0009 表
運搬処理工	1	式			Y1E011216 レベル3
殻運搬 As 舗装版破碎	81	m3			Y1E01121601 レベル4
殻運搬 舗装版破碎 DID区間無し 運搬距離6.5km以下(3.5km超)	81	m3			SPK24040151 00 単第0 -0010 表

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
殻処分 アスファルト殻	189	t			Y1E01121602レベル4 F=0.5
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
アスファルト殻処分費 アスファルト殻 光陽産業(株) 西条営業所	189	t			F0000002000 00
交通管理工	1	式			Y1A011521 レベル3
交通誘導警備員B	24	人			Y1A02062101 レベル4
交通誘導警備員B	24	人			R0369 00
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
技術管理費					Z0006
技術管理費	1	式			YZZ06 レベル2

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
技術管理費					YZZ06001 レベル3
	1	式			
室内試験用試料採取 現状の路盤と路床土の採取 現状の舗装と路盤の厚さ及び路床土の確認	1	箇所			YZZ06001001 レベル4
CBR試験 室内CBR用試料採取 乱さない土(4モールド/箇所)	1	箇所			TH003332 00
室内土質試験 土の一軸圧縮試験,乱さない試料 1試料2供試体	3	試料			YZZ06001001 レベル4
室内土質試験 土の一軸圧縮試験,乱さない試料 1試料2供試体	3	試料			TH003412 00
室内土質試験 突固めによる土の締固め試験(乾燥法) モールド径10cm,ランマー25N	1	試料			YZZ06001001 レベル4
室内土質試験 突固めによる土の締固め試験(乾燥法) モールド径10cm,ランマー25N	1	試料			TH003394 00
室内土質試験 土の含水比試験 1試料3個	1	試料			YZZ06001001 レベル4
室内土質試験 土の含水比試験 1試料3個	1	試料			TH003344 00

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム溶出試験費 試験方法1	1	試料			YZZ02001006レベル4
【設計経費】 共通仮設費[対象外]，現場管理費[対象外] 一般管理費[対象外]					#0048
環境庁告示第46号溶出試験 六価クロム溶出試験費 試験方法1	1	試料			TH003912 00
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事原価 **					

中横野小関線 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
一般管理費率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
契約保証費 計算情報..... 対象額..... 率.....					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
** 工事価格 **					
** 消費税相当額 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事費計 **					
** 契約保証費計 **					

施工単価表

頁0 -0008

表層(車道・路肩部)

SPK24040241

単第0 -0001 表

平均幅員3.0m超

1層当り平均仕上厚50mm

1

m2 当り

機械構成比: 1.35% 労務構成比: 9.47%

材料構成比: 89.18%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,836.00000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>アスファルトフィニッシャ(ホイール型) 舗装幅2.3~6.0m 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	0.87%		アスファルトフィニッシャ [ホイール型] 舗装幅2.3~6.0m		KTPC00060 KTPT00060
<賃>タイヤローラ 質量8~20t 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	0.13%		タイヤローラ 質量8~20t		KTPC00007 KTPT00007
<賃>ロードローラ(マカダム) 質量10~12t 排出ガス対策型(第1,2次基準値)	0.13%		ロードローラ [マカダム]質量10t~12t		KTPC00047 KTPT00047
その他(機械)			その他(機械)		EK009
普通作業員	3.39%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
運転手(特殊)	1.94%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
特殊作業員	1.89%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	0.67%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
その他(労務)			その他(労務)		ER009

施工単価表

表層(車道・路肩部)

SPK24040241

単第0 -0001 表

平均幅員3.0m超

1層当り平均仕上厚50mm

1

m2 当り

機械構成比: 1.35%

労務構成比: 9.47%

材料構成比: 89.18%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

1,836.00000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
再生加熱アスファルト混合物 再生密粒度(20)	81.56%		密粒度As混合物(20) [標準数量]平均仕上り厚50mm		TTPCD0038 TTPT00284
アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-3プライムコート用	7.06%		アスファルト乳剤(JISK2208) アスファルト乳剤(浸透用) PK-3プライムコート用		TTPC00026 TTPT00026
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	0.47%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
その他(材料)			その他(材料)		EZ009
積算単価			積算単価		E9999
A=4 平均幅員3.0m超 C=6 再生密粒度アスファルト混合物(20) G=1 - I=1 -(全ての費用)			B=50 1層当り平均仕上り厚(mm) E=2 PK-3 H=1 -		
【アスファルト混合物単価】 1層当り平均仕上り厚(mm)/1000*(アスファルト混合物単価(円)+各種割増合計値) 1層当り平均仕上り厚(mm):50.000(mm)					

施工単価表

路上路盤再生工
混合深さ20cm以下

S2840

単第0 -0002 表

100 m2 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.127	人			1*0.1265
普通作業員	0.506	人			4*0.1265
セメント系固化剤 セメント(高炉B)	650.000	kg			
セメント混合リサイクル用乳剤 MN - 1	1,090	L			
機-18_ロードスタビライザ運転 再生用:処理幅2.0m 深0.4m	0.127	日			単第0-0003 表
機-18_モータグレーダ運転 (土工用)ブレード幅 3.1m 排出ガス対策型1次基準	0.127	日			単第0-0004 表
機-18_ロードローラ運転 マカダムローラ10~12t 排出ガス対策型1次基準	0.127	日			単第0-0005 表
機-28_タイヤローラ運転 質量 8~20t 排出ガス対策型	0.127	日			単第0-0006 表
諸雑費	2	%			#09
*** 合計 ***	100	m2			
*** 単位当たり ***	1	m2			
A=1 混合深さ20cm以下 C=10010 【F】添加剤(kg) E=1090 混合用乳剤使用数量(L/100m2)			B=650 添加剤使用数量(kg/100m2) D=1 混合用乳剤を使用する F=10020 【F】混合用乳剤(L)		

施工単価表

頁0 -0016

不陸整正
補足材料無し

SPK24040231

単第0 -0007 表

1

m2 当り

機械構成比: 23.12% 労務構成比: 68.86% 材料構成比: 8.02% 市場単価構成比: 0.00% 標準単価: 124.50000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
モータグレーダ 土工用・排2 ブレード幅3.1m	11.29%		モータグレーダ 土工用・排2 ブレード幅3.1m		MTPC00134 MTPT00134
ロードローラ マカダム・排2 運転質量10t締固め幅2.1m	8.94%		ロードローラ マカダム・排2 運転質量10t締固め幅2.1m		MTPC00135 MTPT00135
<賃>タイヤローラ 質量8~20t 排出ガス対策型(第1,2次基準値)低騒音	2.89%		タイヤローラ 質量8~20t		KTPC00007 KTPT00007
運転手(特殊)	44.09%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
特殊作業員	12.86%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
普通作業員	9.59%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
土木一般世話役	2.32%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	8.02%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001

施工単価表

舗装版切断

SPK24040306

単第0 -0008 表

アスファルト舗装版

アスファルト舗装版厚15cm以下

1

m 当り

機械構成比: 15.42%

労務構成比:

57.13%

材料構成比: 27.45%

市場単価構成比: 0.00%

標準単価:

673.26000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
コンクリートカッタ バキューム式(超低騒音型)・湿式 切削深20cm級ブレード径 56cm	10.49%		コンクリートカッタ バキューム式(超低騒音型)・湿式 切削深20cm級ブレード径 56cm		MTPC00164 MTPT00164
その他(機械)			その他(機械)		EK009
特殊作業員	19.60%		特殊作業員		RTPC00001 RTPT00001
土木一般世話役	10.55%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
普通作業員	8.73%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
その他(労務)			その他(労務)		ER009
コンクリートカッタブレード 自走式切断機用 径45cm(18インチ)	23.29%		コンクリートカッタブレード 径18インチ		TTPC00394 TTPT00394
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油	2.83%		ガソリンレギュラースタンド		TTPC00014 TTPT00014
その他(材料)			その他(材料)		EZ009

施工単価表

舗装版破碎

SPK24040305

単第0 -0009 表

アスファルト舗装版

障害等無し 舗装版厚15cm以下

1

m2 当り

機械構成比: 13.49%

労務構成比:

80.49%

材料構成比:

6.02%

市場単価構成比:

0.00%

標準単価:

207.06000

代表機労材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
<賃>後方超小旋回バックホウ(クローラ型) 山積0.45m3(平積0.35m3) 排出ガス対策型(第1,2,3次基準値)低騒音	13.49%		バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型] 山積0.45m3(平積0.35m3)		KTPC00066 KTPT00066
土木一般世話役	28.91%		土木一般世話役		RTPC00009 RTPT00009
運転手(特殊)	27.69%		運転手(特殊)		RTPC00006 RTPT00006
普通作業員	23.89%		普通作業員		RTPC00002 RTPT00002
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	6.02%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 アスファルト舗装版 C=1 騒音振動対策不要 F=1 積込作業有り			B=1 障害等無し D=1 舗装版厚15cm以下 G=1 -(全ての費用)		

施工単価表

殻運搬

舗装版破碎

機械構成比: 44.95% 労務構成比: 38.97%

SPK24040151

DID区間無し 運搬距離6.5km以下(3.5km超)

材料構成比: 16.08% 市場単価構成比: 0.00%

単第0 -0010 表

1
標準単価:

m3 当り

2,839.50000

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	44.95%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00018T1 MTPT00018T1
運転手(一般)	38.97%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油	16.08%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=3 舗装版破碎 C=1 DID区間無し E=1 -(全ての費用)			B=3 機械積込(騒音対策不要,舗装版厚15cm以下) D=29 運搬距離6.5km以下(3.5km超)		

令和6年度 道路維持修繕事業

中横野小関線道路舗装工事

数量計算書

施工箇所 中横野小関線

(当初設計)

東広島市 建設部 維持課

計第 一 表 表層工（本線） As5cm+路上再生10cm 計 算 書 ①
(1/2)

測 点	距 離	表層工 t=5cm			路上路盤再生工 t=10cm			不陸整正（補足材無し）		
		幅	平均	平積	幅	平均	平積	幅	平均	平積
施工箇所										
中横野小関線										
No. 0		6.50			6.50			6.50		
No. 0 + 10.00	10.00	6.00	6.25	62.5	6.00	6.25	62.5	6.00	6.25	62.5
No. 5	90.00	6.00	6.00	540.0	6.00	6.00	540.0	6.00	6.00	540.0
No. 10	100.00	6.00	6.00	600.0	6.00	6.00	600.0	6.00	6.00	600.0
No. 12 + 10.00	50.00	6.00	6.00	300.0	6.00	6.00	300.0	6.00	6.00	300.0
No. 13	10.00	16.00	11.00	110.0	16.00	11.00	110.0	16.00	11.00	110.0
小 計	m 260.0			m ² 1,612.5			m ² 1,612.5			m ² 1,612.5
合 計	m 260.0			m ² 1,612.5			m ² 1,612.5			m ² 1,612.5

路上再生路盤工について

1. この仕様は、次の工事に適用する。

工事名：令和6年度 道路維持修繕事業 中横野小関線道路舗装工事

工事場所：東広島市八本松町原

2. この仕様に規定されない諸規定については、舗装再生便覧の規定による。

3. 路上再生路盤工法は、路上再生セメント、アスファルト乳剤安定処理工とし、路上において路上再生路盤用添加剤と路上再生路盤用骨材と共に混合し、締め固めて安定処理した路盤を新たに構築するものである。

4. 路上再生路盤用添加剤は、高炉セメントB種系及びセメント混合用アスファルト乳剤を使用するものとする。

5. 安定処理厚10cm の場合、添加剤の添加量 100㎡当り、高炉セメントB種系=650kg、セメント混合用アスファルト乳剤=1,090ℓ を標準とするが、施工前に路上再生路盤用骨材を採取し、配合設計を実施して、アスファルト乳剤の添加量及び一軸圧縮試験の基準を満足するセメント量を決定し監督員の承認を得るものとする。 【※ 一軸圧縮強さ σ_m (Mpa) : 1.5~2.9】

6. 配合設計の段階で溶出試験を実施すること。（環境庁告示46号溶出試験）

7. 上記溶出試験について、土壌環境基準（0.05mg/ℓ）を超えなかった場合は、施工後に実施する溶出試験を必要としない。

8. 路上再生路盤工法の添加剤使用率は、高炉セメントB種系3.0%、アスファルト乳剤5.0%とする。

9. 算出式及び基準は下記の通りとする。（他工事の施工実績による。）

路上再生路盤工 設計路盤厚 $t=0.10\text{m}$

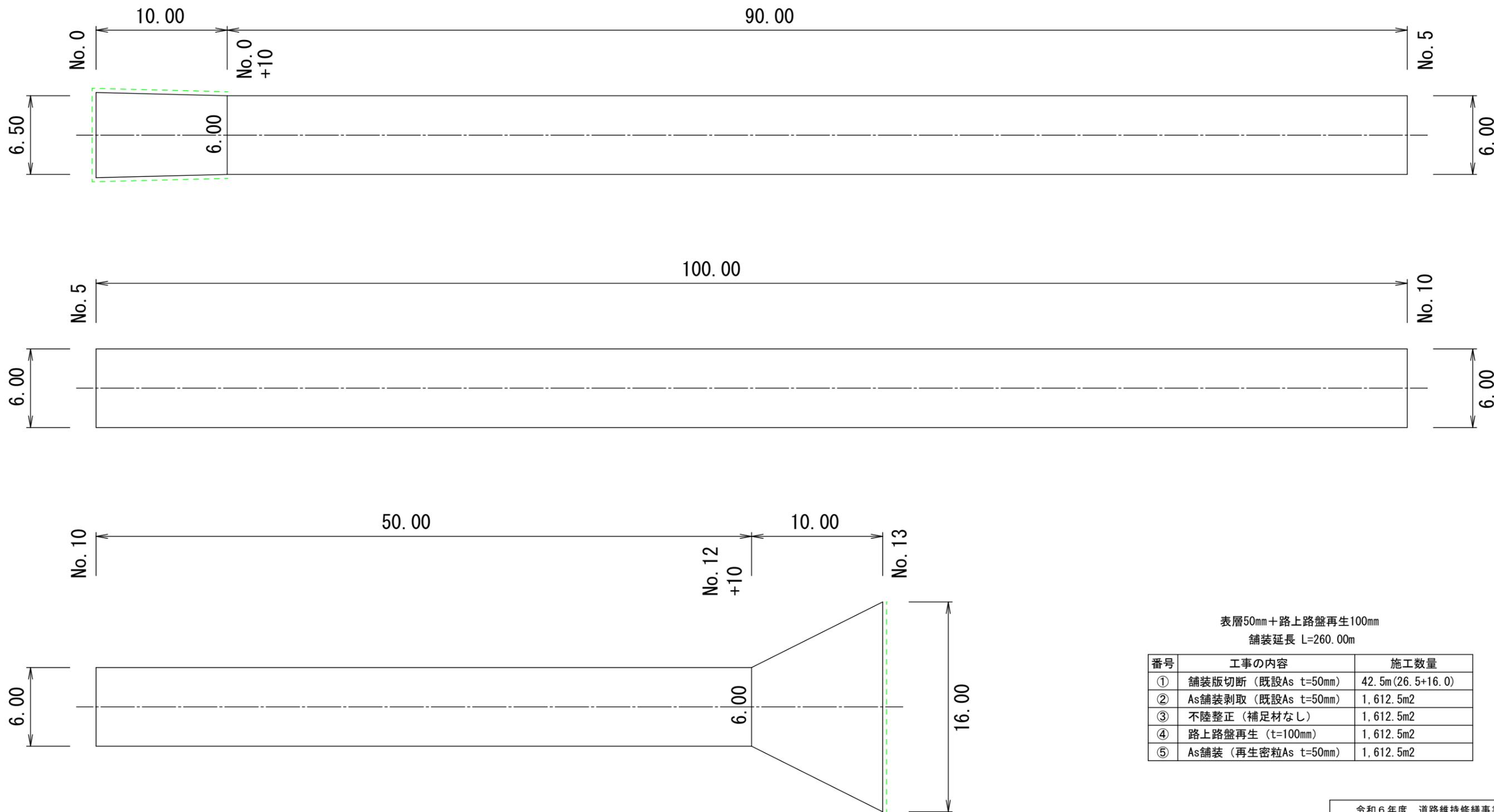
◆添加セメント量算出式（100㎡当り）

$$\text{面積} \times \text{設計厚} \times \text{設計密度} \times \text{設計セメント量} \times \text{ロス率} = 100 \text{㎡当り使用量}$$
$$100\text{㎡} \times 0.10\text{m} \times 2.1\text{t/㎡} \times 3.0\% \times 1.02 = 0.643\text{t} \approx 650\text{kg}$$

◆混合用乳剤量算出式（100㎡当り）

$$\text{面積} \times \text{設計厚} \times \text{設計密度} \times \text{設計乳剤量} \times \text{ロス率} = 100 \text{㎡当り使用量}$$
$$100\text{㎡} \times 0.10\text{m} \times 2.1\text{t/㎡} \times 5.0\% \times 1.03 = 1.082\text{t} \approx 1,090\ell$$

舗装工展開図（中横野小関線） S=1:300



表層50mm+路上路盤再生100mm
舗装延長 L=260.00m

番号	工事の内容	施工数量
①	舗装版切断（既設As t=50mm）	42.5m(26.5+16.0)
②	As舗装剥取（既設As t=50mm）	1,612.5m ²
③	不陸整正（補足材なし）	1,612.5m ²
④	路上路盤再生（t=100mm）	1,612.5m ²
⑤	As舗装（再生密粒As t=50mm）	1,612.5m ²

令和6年度 道路維持修繕事業 中横野小関線道路舗装工事			
種別	As舗装展開図(1/1)	縮尺	1:300
工事場所	東広島市八本松町原	図 番	No. 計 1 1
路線名	中横野小関線		
東広島市 建設部 維持課			